

新宿区教育委員会会議録

平成24年第6回定例会

平成24年6月1日

新宿区教育委員会

平成24年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年6月1日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 2時51分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	菊池俊之	委員	白井裕子
委員	松尾厚	教育長	石崎洋子

説明のため出席した者の職氏名

次長	小池勇士	中央図書館長	野田勉
参事			
教育調整課長	吉村晴美	教育指導課長	工藤勇一
事務取扱			
教育支援課長	齊藤正之	学校運営課長	米山亨
統括指導主事	長田和義	統括指導主事	小坂和弘
統括指導主事	佐藤郁子		

書記

教育調整課管理係長	久澄聰志	教育調整課 調査主査	安川正紀
教育調整課管理係	高橋和孝		

議事日程

議案

日程第1 議案第25号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

報告

- 1 平成23年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（教育調整課長）
- 2 中学校における日本語学級の設置について（教育支援課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○菊池委員長職務代理者 ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には、熊谷委員長、羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

熊谷委員長が御欠席ですので、委員長職務代理者の私が進行を務めさせていただきます。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

◎ 議案第25号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

○菊池委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第25号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「議案第25号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」でございます。

この件につきましては、4月に小学校長、中学校長に異動がありましたこと、それから学識経験者の方から辞職の申し出がありましたので、ここにございますとおり3名について、新たに委嘱をさせていただくものでございます。

提案理由は、新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱をする必要があるためでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○菊池委員長職務代理者 説明が終わりました。

議案第25号について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 この新宿区社会教育委員の皆様方には、今後どのようなことをしていただくことになるのでしょうか。簡単に御説明いただければ幸いです。

○教育支援課長 社会教育委員の皆様方には、今、教育委員会で課題となっております家庭の教育力、こういったことをテーマに、各分野での御経験であるとか御意見等をちょうだいしながら、テーマに対する考えをまとめていただきまして、教育委員会に答申とまではいきま

せんが、その考えのまとめを御報告していただくということで考えているところでございます。

○松尾委員 今回、新たに委嘱される委員の方のうち、小学校長、中学校長は、それぞれ小学校長会の会長の先生ということによろしいですか。

○教育支援課長 校長先生方につきましては、小学校長は校長会の会長、中学校はそれぞれ担当の校長先生が指名されておまして、その者がこの職に当たっているという状況でございます。

○松尾委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○菊池委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○教育長 今回、新たに学識経験者として委嘱をお願いする藤後先生について、専門の分野などを教えていただければと思います。

○教育支援課長 今回、社会教育委員をお願いいたします学識経験者の藤後悦子准教授でございますが、現在、東京未来大学こども心理学部の准教授をなさっております。先生は筑波大学の教育研究科を修了後、東京学芸大学連合大学院の、単位修得満期退学後、筑波大学にて博士号を取得し、東京工学院専門学校、立教大学の非常勤講師を経て現職に至っております。

これまでも、専門は保育・児童学、コミュニティ心理学、臨床心理学など、子育て支援に関する研究を主に行っておりまして、保育士のメンタルヘルスであるとか学校での心理教育プログラムなどを研究分野としているものでございます。

藤後先生に関しましては、新宿区のPTA研修会などの講師、あるいは家庭教育学級講座の講師、保護者会などとタイアップして行っている講演会などでの講師をお引き受けいただきまして、御参加なされた保護者の皆様に対してアンケートを実施したところ、それぞれ大変好評を得ているというような、これまでの新宿区とのかかわり、実績がございます。

○白井委員 この社会教育という範疇ですけれども、このメンバーと今の御説明を聞くと学校教育の子どもたちではない周辺部分の人たちを念頭に置いたような、PTAや家庭教育というようなイメージでメンバーが選ばれているのかなという気がするのですけれども、そうではない一般の人の社会教育というのは、この社会教育という中には入らないのですか。

○教育支援課長 この社会教育委員でございますが、社会教育法に定められた職でございます。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱をするということになっております。

この社会教育委員の職務でございますが、社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て

教育委員会に助言するため次の職務を行うということで、社会教育に関する諸計画を立案する。あるいは教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。その他、市区町村の社会教育委員は、当該市区町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、助言や指導を与えることができる。研究機関としての役割が一つありまして、さまざまな社会教育、一般に言われるものの中から、そのときそのときにそれぞれテーマを設けまして、そういったものに関する研究であるとか考えをまとめて、教育委員会に御報告するということを行っています。

これまでも、既に今回は18期でございますが、過去の社会教育委員の会議の活動と申しますか、テーマとして取り上げたものなどにおきましては、生涯学習社会における団体育成のあり方であるとか、新宿区における生涯学習施設の運営のあり方、また私たちのまち新宿区で地域の教育力を活性化する提言であるとか、前回はPTAのあり方などを行っております。さまざまな分野、社会教育の分野で、そのときそのときに応じたテーマをそのときに設定しているという状況で、今回は先ほど申し上げました家庭の教育力の向上といったものをテーマに、これから来年の夏までの間で調査研究を行っていくということでございます。

○白井委員 その先を聞いたかったのは、生涯教育という言葉が出てきたので、もし生涯教育ということが社会教育の中の一つの職務だとすると、そういう生涯教育的な視点も入った人選を、今後、考えていくのも一つかなと思ひまして、その辺のところはいかがでしょうか。

○教育長 社会教育委員の会議の構成員は、先ほど教育支援課長が言ったとおり法律で定められている内容に則している者で構成します。1期2年の中で、テーマを何に設定していくかということですが、社会教育については成人教育ですとか高齢者の教育ですとか、家庭教育などさまざまな分野があります。現在、教育委員会で所管しているものが、学校教育とPTAの活動、図書館ということで、それ以外の分野について今、区長部局に移っている状況もあります。

それぞれの機能がありますので、テーマを何にするかについては、区長部局の社会教育所管課に事前に意見を聞いて決めていく中で学識経験者にふさわしい方を人選するという事になっていきます。

ただし、教育委員会が所管している分野に限られてきておりますので、このところ家庭教育にテーマが絞られてきているような現実であると思ひます。

○白井委員 そうすると、社会教育法は生涯教育までももちろん入っているけれども、新宿区の場合は生涯教育に関しては区長部局に移っていて、財団法人新宿未来創造財団などが生涯教育をある程度担うという組織にしている、そこと教育委員会としては、連携をとりながら生涯教育は進め

ているという理解でいいのでしょうか。

○教育支援課長 今委員、御指摘のとおり、生涯教育のうち、現在、教育委員会に残っている部分である家庭教育などについて私どもが担当しているわけですが、施設、スポーツであるとか文化であるとか、そういった部分については現在、区長部局の地域文化部の生涯学習コミュニティ課が担っております。私どもは、そちらの課と連携を図りながら、新宿区の生涯教育に関して考えていくというスタンスをとっています。

○菊池委員長職務代理者 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第25号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長職務代理者 議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告 1 平成23年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

◆ 報告 2 中学校における日本語学級の設置について

◆ 報告 3 その他

○菊池委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 まず報告の1、平成23年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、資料に基づき御報告をさせていただきます。

資料をまず1枚おめくりいただきまして、23年度の公文書の公開請求等の状況でございます。請求の状況は、23年度分が20件、うち任意公開申し出が9件で、22年度に請求されて決定が23年度になったものはございませんでした。公開決定等の内容ですけれども、全部公開が12、部分公開が7、不存在のため非公開としたものが1でございます。

主な請求の内容につきましては、この年度につきましては教科書採択に関するものでございました。非公開になったものは、この内訳の中の4番目の電力会社からの寄附等に関する公開、公文書でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして3ページです。

2の異議申立ての処理状況ですが、この年度はゼロ件でございます。

続きまして、4ページ、ここからが個人情報保護制度に関するものになりますが、3、自己情報開示請求の状況、これは請求件数が2件で、開示決定の件数は、全部開示が1、不存在のため非開示が1でございます。非開示になったものは、内訳の2番で、新宿区公立学校の在籍内容が確認できる書類でございます。

4の自己情報訂正請求と5番の自己情報利用停止請求については、件数がございませんでした。

続きまして、5ページ、6の異議申立ての処理状況です。これは22年度に異議申し立てがあったものについて、一部認容で決定をしております。これは平成22年度に非開示として決定をされた小学校教諭と特定保護者間の連絡帳の写しの交付、これについて部分開示の審査結果が出たものでございます。

続きまして、6ページ、お進みください。

7の個人情報業務登録の状況でございます。教育委員会全体としては626件で、以降、一覧表がついておりまして、19ページまでが、これに関する一覧になっております。

続きまして、20ページです。

8、個人情報ファイルの登録状況、これは教育委員会としては48件でございます。

続きまして、23ページ、9、個人情報業務委託の状況でございます、これが17件で、一覧がついております。

続きまして、24ページ、10の目的外利用、11、外部提供、12、本人外収集、13、電子計算機の結合、これについては処理件数はいずれもゼロとなっております。

続きまして、25ページは、14、指定管理者による管理の状況でございます、女神湖高原学園ほか図書館で、全部で9カ所となっております。

続きまして、27ページ、15、個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受け入れ状況は、3件でございました。

16、個人情報を取り扱う事務に関する派遣労働者の受け入れはございませんでした。

以上、雑駁でございますが、御報告を終わらせていただきます。

○菊池委員長職務代理者 では、教育支援課長、報告2の御報告をお願いします。

○教育支援課長 それでは、報告の2、中学校における日本語学級の設置について御説明いたします。

新宿区における外国籍人口については、ことし1月現在で外国人登録者数3万3,568人となり、6年連続で3万人を超えている状況にあります。その割合は、総人口の11%にも達し

ているということです。そうした中、区立の小・中学校に在籍する児童・生徒も他区市に比べ多い現状から、教育委員会では区立学校に転・編入した外国籍等の生徒が日本語の授業を理解できるように、日本語適応指導員による日本語サポート指導として、教育センターにおける通所指導と、必要に応じて各学校へ指導員を派遣しての取り出し指導などを行ってまいりました。

こうした状況のもと、本区では、小学校では1校に日本語学級を設置し、日本語サポートの必要な児童に対して国語の授業等で取り出し指導を行っております。日本語指導に特化し、系統的に日本語学習に取り組ませ、日本の文化、習慣の理解も含め学習を進めることで、日本の学校への適応においては大きな成果を上げているところです。

一方、中学校では、指導の必要な生徒数に応じまして加配教員が配置され、生徒の日本語指導支援に当たっておりますが、日常会話はある程度習得し理解できていても、中学校になりますと学習言語としての日本語の理解に関しては課題もあったことから、教育委員会事務局内で区立中学校における日本語学級の設置につきまして検討を重ねてきたところでございます。

結論といたしましては、日本語サポート指導の必要な生徒に対して、個に応じた指導の充実を図るとともに、日本語を通じた学習内容の理解や学校生活への適応が円滑に進むよう、小学校と同様に区立中学校においても日本語学級を設置し、他の日本語サポート体制との連携による指導機能の充実を図るものでございます。

具体的な内容についてですが、学級の設置校は、新宿区立新宿中学校、設置する学級数は1学級20人定員とし、当面は自校通級の形をとってまいります。

開設の時期は、来年4月1日。

今回、日本語学級を設置する目的でございますが、資料に4つ挙げさせていただいております。

まず1つ目は、日本語指導のセンター機能です。区内の外国籍生徒等への日本語指導や進路指導に関して、他の中学校を含めたセンター的機能の役割を果たすもので、他区の日本語学級とのネットワーク化を進め、指導内容や方法、進学等に関する情報共有を図ることによって、日本語指導の一層の充実を目指すものでございます。

2つ目は、個に応じた日本語指導の充実です。これまでの取り出し指導や教科授業に入っ
てのTTに加え、小集団の学習システムを構築し、入級時における本人や保護者との面談を通して、受け入れ生徒の日本語習得状況を十分に把握した上で、個に応じた指導を徹底し、

在籍学級へのソフトランニングを目指していくといったものです。

3つ目は、日本の文化理解や学校生活への適応推進です。日常的な生徒のメンタル面への支援、例えば生徒のカウンセリングなどがございますが、このような支援も行い、また保護者への情報提供を推進していくといったものでございます。

4つ目は、小・中連携による継続的な指導の充実です。大久保小学校の卒業生の多くが、新宿中学校に進学している現状がございます。大久保小学校と新宿中学校の日本語学級が連携し、継続的な指導を目指すものでございます。

今後の予定ですが、東京都に対しましては日本語学級の設置申請を、6月末をめどに提出をするものでございます。

開設に向けた準備といたしましては、教育委員会事務局職員と新宿中学校の校長、副校長を構成員とするプロジェクトチームを月1回程度開催し、来年度の実施に向けて具体的な対応の検討を進めてまいります。

説明は以上です。

○菊池委員長職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。

まず報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

特にございませんか。

特に御質問がなければ、報告1の質疑は終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 日本語学級を新宿中学校に設置するというところで、設置目的もわかりましたが、これと今までやっていた教育センターまたは分室における通所指導、それから必要に応じて学校へ指導員を派遣して取り出し指導を行うというような形は、新宿中学校においてはもう日本語学校というところで集約されるということでしょうか。その辺の関係がわからなかったのでお聞きします。

○教育支援課長 先ほど説明の中で、教育センターまたは分室における通所指導、あるいは学校へ指導員を派遣しての取り出し指導という御説明をさせていただきましたが、これはあくまでも新宿区独自の日本語サポートでございます。日本語教員加配、日本語の指導の加配教員、あるいは日本語学級というものは、通常の学校内における取り組みとして、都の教員が配置されて対応するものです。日本語サポート指導は区独自のものとして委託等により母語を話せる指導員を派遣、もしくは教育センターで職務に当たらせるといった内容のものでご

ございますので、新宿中学校に日本語学級を設置したといたしましても、新たに転入あるいは編入されたお子様については、まずは通所指導、それから指導員を派遣しての取り出し指導も行います。その学校において、日本語学級にさらに通って、自校通級の形で通っていただいて、その両面で対応がなされるということです。

○白井委員 そうすると、このように学校内に日本語学級を置くのか、それとも教員の加配の方式で行うのか、という話を以前したときに、新宿区独自の取り組みというものがかなり効果を上げているというようなこともあったので、それはそれとして残して、また新たに新宿中学校に設けることによって、もっと手厚い形を整えるという理解でいいのでしょうか。

○教育支援課長 昨年度、この日本語学級の設置に関しましては陳情なども出ておりました。そういったところでの話といたしましては、新宿区が独自に行っている日本語サポート指導、他区と比べても大変手厚く行っているという現状がございました。

一方で、区独自のものである日本語サポート支援がなかった場合に、通常学校の中での日本語の支援が必要なお子様に対する対応は、東京都内においては日本語教員加配あるいは日本語学級の2つの対応しかありません。新宿区が独自に行ってきた日本語サポート指導についてはこれまでどおり今後も行っていく。さらに、今回は日本語教員加配を行っておりました新宿中学校において日本語学級を設置する。それは単にその学校だけのことではなく、今回、設置目的に挙げさせていただきました日本語指導のセンター的機能をそこが担っていただく。つまり、他校にいる子どもたちに対しても、そこに日本語の指導に当たっている日本語加配教員に対しても、さまざまな指導方法であるとか、そういったものも御提案したり相談に乗ったり、また保護者に対する情報提供なども行うということで、プラスアルファの機能をここに持たせて、より充実したもの、これまでの区独自のものとあわせて行うことで、さらに効果を上げるということが目的でございます。

○白井委員 わかりました。

○松尾委員 ただいまの説明でイメージがわからない部分があったので、さらにお伺いしたいのですが、新宿中学校では従前から日本語教員加配があったということです。今度は日本語学級を設置しようということで、そうすると具体的には、今までは日本語教員加配があったけれども、日本語学級はなかったという理解で正しいですか。

○教育支援課長 委員、御指摘のとおりでございます。

○松尾委員 そうしますと、日本語学級が新宿中学校に設置されて、そうするとそれはどのくらいの時間、どのくらいの規模で行われるものですか。

○**教育支援課長** 学級を設置しまして、そこでの授業ということになりますと、例えば国語であるとか社会であるとか、日本語を中心とした授業、こういった教科のときに取り出しの指導を行うことになると思います。それは学年やお子さんの時間割の中での割合などによって違いますが、大体週に四、五時間というのが、その学級内での指導で、指導する時間というようになろうかと思えます。

○**松尾委員** すみません、それは1人の子どもから見て四、五時間そこに通うという、そこで学ぶということですか。しかし、他校から通ってくる子もいらっしゃるわけですね。

○**教育支援課長** 今回、御説明の中で自校通級の形をとらせていただくということで、新宿中学校に在籍している生徒さんが、その学校内に設置した日本語学級に自校の中で通うというスタイルでございます。

○**松尾委員** そうすると、他校で日本語の指導を必要としているお子様については、これまでどおりの通所あるいは指導員による取り出し指導ということになるということでしょうか。

○**教育支援課長** 今委員、御説明のとおり、通級、通所指導あるいは指導員の派遣による指導、さらにそれぞれの学校、今新宿区ですと西新宿中学校と西早稲田中学校には日本語教員加配がおりますので、その者による指導ということです。新宿区内は、新宿中学校を含めましたこの3校に、比較的外国籍あるいは外国にルーツを持つお子さんの割合が高くなっています。特に新宿中は、その中でも一番多い状況がございますので、その中の1つに今回は日本語学級を設置するという計画でございます。

○**菊池委員長職務代理者** 私から質問があります。事前にそういう中学校に行き、日本語学級があるとか加配があるとかという情報がある程度親御さんが、あらかじめ得て、そしてその学校に行けば余り問題は起きないだろうという考え方でしょうか。ほかの学校ですと、そういう加配もないということでしょうか。

○**教育支援課長** 改めて整理して御説明をさせていただきますと、新宿区内の中学校に、例えば転入や編入で外国籍のお子さんが入りますと、どこの中学校にいらしても、先ほどの教育センターにおける通所指導、それから教育センターから指導員を派遣しての取り出し指導、これは受けられますし、実施をいたします。

そのほかにという部分では、これはあくまでも東京都の制度として、日本語学級という制度があるのと、外国籍のお子さんがいらっしゃる場所には日本語教員加配という加配を行っている。新宿区の場合は、その対象となっている中学校は3校です。その中で、新宿中学校が一番対象者が多く、今回の場合は1学級20人定員ということで、今現在、新宿区、新宿

中学校におきましては、そういった対象になっている人数が22名ということで、ちょうど一クラスであるといったことが1つございます。

2点目は、本来は日本語学級は、通級です。他校からも通うことができる状況にありますが、外国籍のお子さんが多い西新宿中学校や西早稲田中学校というのは、新宿中学校と隣接する中学校でございますから、通級の形を仮にとったとすると、そこでの日本語教員加配がなくなる可能性もあります。つまり、そこに通えばいいということになるので、そういった影響も私ども考えまして、まずは自校通級の形でスタートをしようということです。

ですので、将来的に需要がさらにふえていく、あるいは新宿区における日本語教育をどのように進めていくのか、こういったことをきちんと今回の取り組みの検証であるとか、今後のことの検討を行った上で、将来的に他校からもお子さんを受け入れるといったことも、可能性として考えられると、このように考えております。

○菊池委員長職務代理者 ありがとうございます。

今、私、牛込二中の学校医をやっていますが、全くしゃべれなくて、こちらの言うことが何にもわからない中学生がいるんです。ありがとうぐらいわかる程度で。多分、中国かどこかから見えている学生さんですけども、そういう人は、牛込二中ですけども、とりあえず具体例で話していただくと、その子に対しては今どういうサービスでなされるのでしょうか。

○教育支援課長 具体的ということだと、そのお子さんがいつおいでになったのかにもよりますが、例えば今年度おいでになったことを想定しますと、まずは先ほどの教育センターにおける通所指導、これが30時間を基本に行います。その後、学校に指導員を派遣しましての取り出し指導、これが中学校の場合70時間。合わせて、ここの部分だけで100時間、日本語に関する指導を行います。さらに、日本語学習支援といたしまして、放課後における指導を、140時間を限度に実施をいたします。また、今の100時間プラス140時間の240時間、これが一つ上限ですが、中学校3年生になりますと、さらに進学対策枠として再指導が可能というような条件で指導を進めているところでございます。

また、今年度からは、それぞれ幼稚園から小学校、小学校から中学校、この進学をしたときに、再度、取り出し指導などが行えるように、申請により30時間を上限に再指導も実施をして、新宿区独自の取り組みとしてはかなり手厚く、日本語学級が設置されていない学校におきまして、こういったことを基本に対応しているというところでございます。

○菊池委員長職務代理者 ありがとうございます。

○**白井委員** 今かなりイメージもわき、二重三重に、外国籍の方への日本語指導を区として取り組んでいただいているということが、本当によくわかりました。外国籍ということは保護者も外国籍ということだと思いますが、実際に小学校、中学校は、学校にとっても保護者との連携というようなことも大事になると思います。その辺の対応というのはどのようになされているのでしょうか。

○**教育支援課長** 私ども教育支援課で行っているものとしたしましては、例えば保護者との面談で通訳が必要な場合など、あるいは学校で保護者に対してお知らせを出す場合の翻訳、こういったものを行い、保護者との意思疎通を図るお手伝いをしております。

○**白井委員** ありがとうございます。

○**菊池委員長職務代理者** それは国籍によって全部可能かどうかという難しい問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○**教育支援課長** 前もってお時間をいただければ、かなり多くの言語には対応できるようになっております。ただ、新宿区の状況を見ますと、やはり韓国、中国、それからタイ、ミャンマーですか、タガログ語であるとか英語、韓国語、中国語、多くの国籍の方がいらっしゃる新宿区でも、比較的良好御依頼のあるのはそういったところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、スペイン語であっても、フランス語であっても、事前にどこの国のお子さん、あるいは言葉であるか、その情報をいただければ大概のものは対応できるという状況でございます。

○**白井委員** 話が変わって不登校との関係ですけれども、前回の教育委員会で不登校の数がふえているというような御報告がありましたが、これは例えば外国籍の方の不登校もふえているとか、そのような資料というか統計というものはありますか。

○**教育支援課長** 不登校の状況調査に関しましては、特に国籍での調査をしておりませんので、外国籍のお子さんが、というような正確な状況というのは今、私どもつかんでおりません。といたしますのは、実際に日本語のサポートが必要なお子さんの中には、日本国籍であっても言葉が通じないという状況、要するに外国で生まれて、外国で暮らしているという状況もございまして、必ずしも国籍がどこかだけでは把握がつかないところがございまして。調査としてはそういった調査をしていないという状況でございます。

○**白井委員** 外国籍と言ったのでちょっと不明確だったかもしれませんが、日本語サポート指導が必要な生徒が不登校となってしまう割合はどの程度かと思ひまして質問しました。今把握していないのでしたら、そういう視点で検証して見ていただきたいという要望でござ

います。

○教育支援課長 先ほど言いましたように正確な数字はないのですが、ただこれまでの不登校の調査の中で、例えばその不登校に至る原因が、日本語によるコミュニケーションが難しいとか、そういったことによるものがなくはないのですが、割合として決して高くはないというような印象を受けております。お子さん、特に中学校ですと多感な時期でございます。それぞれの友人関係で、ささいなことが原因で互いに仲が悪くなってしまったりとか悩んだりとか、そういったことによって不登校傾向に至るというお子さんがいらっしゃると思います。ですから、どちらかというところ、そういったところはスクールカウンセラーでの相談とかそういった部分で、今後、状況がわかればお調べをしてみたいと思っております。

○白井委員 なぜ質問したかというところ、要するに今、御報告があったように、日本語サポート指導ができていて不登校になっていないというような感じが見られるのであれば、今まで区が行ってきたこの日本語学級設置その他、日本語サポート指導というのは、やはり効果がありますよというように言えるのではないかと。要するに、そういう効果がないと、これだけ手厚いことをやっても、不登校になっていたり、学業成績が落ちこぼれているような感じだとすれば、やはりシステムとしてはできていたとしても、ではその成果はどうかという部分まで検証しないといけないのではないかと問題意識がありましたので、ちょっと御質問させていただいたということです。

○教育支援課長 ありがとうございます。

私、つい最近も卒業した外国籍のお子さんのお話を伺ったときに、中学校生活はどうであったかと聞くと、大変楽しかったと。特に数学や英語といった分野については、特に日本語の習得が十分でなくても、やはり比較的理解ができ、成績もよかった。ただ、どうしても国語であるとか社会であるとか、日本語を中心として学ぶ部分については、苦手な部分があるというお話がございました。ただ、学校自体が、そのお子さんは中国のお子さんでしたが、中学校におけるクラブ活動、中国ではそういったものがないといったことから、大変楽しみに学校に来ていたということで、あくまでも一例ですが、また新宿区では特色ある教育活動の中で国際理解教育というのを進めています。つまり、日本人のお子さん方も、外国籍のお子さん方に対する理解であるとかコミュニケーション、交流を図ることを積極的に行っておりますので、両者がお互いの文化、違いを認めながら、それぞれ得るものがある、それが今の新宿区の中学校の姿になっているのだろうというように実感したわけでございます。今後もそういったことを、より充実した形で進めていきたいと考えます。

○松尾委員 ただいまの数学や英語については、日本語がそれほどできなくても理解がしやすいという話がありました。総体的にはそのとおりかもしれませんが、数学の中でも例えば文章題などあります。そういったところでは、ちょっとした単語の意味がわからないために、せっかく数学の学ぶ力がありながら発揮できないというようなケースも十分に考えられると思います。ですから、中心としては国語、社会の部分を中心ということでももちろん結構ですが、そういった他教科についても、ほんのちょっとしたことをサポートしてあげるだけで、理解度がものすごく増すということが十分に考えられると思いますので、そのあたりもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○教育支援課長 長くなって申しわけございません。今、松尾委員から御指摘あった数学に関して、ちょっと私のほうの表現が至らないところがあったのですが、確かに数学に関しても日本語が必要でないわけではございません。新宿区の中学校におきましては、要するにそういった日本語で表現されているものを、例えば図式であるとか図に置きかえて理解をさせるような取り組みなども行っておりますので、今後もこういった取り組みを、日本語学級を設置したことによって、さらに充実したものにしていけるよう努力をし、新宿区のこういった取り組みが他区のモデルになるように、こういったことを目指していきたいという決意でございます。

ありがとうございます。

○菊池委員長職務代理者 ほかに何か御意見、御質問ございますか。

ないようでしたら、報告2の質疑は終了します。

次に、本日の日程で「報告3 その他」となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○菊池委員長職務代理者 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時51分閉会